

活動費等支払規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本会の定める事業実施に伴う、会員に対して支払う活動費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動費等の種類)

第2条 本規程でいう活動費等とは次のものとする。

- (1) 弁当・湯茶代
- (2) 交通費（Web等にて行う通信会議以外の場合）

(弁当・湯茶代)

第3条 弁当・湯茶代は、次の各号に掲げる事業において支払うことができる。ただし、正午をはさむ4時間以上の開催であり、担当理事が必要と認めた場合に支給する。

- (1) 学会、研修会、講演会
- (2) その他弁当・湯茶代を必要とする事業

第2章 活動費等

(弁当・湯茶代の限度額)

第4条 弁当・湯茶代の限度額は1人につき1,500円とする。

(交通機関)

第5条 利用する交通機関は、鉄道、船舶、飛行機、バス、自家用車とし、タクシー、レンタカーはやむを得ない場合に限って利用するものとする。

(交通費の計算)

第6条 自家用車を使用する場合は、30円/kmとし、駐車料金は実費を支給する。

- 2 高速道路を使用する場合は、実費を支給する。
- 3 交通費計算の起点・終点は経済的かつ合理的に判断し、自宅又は所属施設等とする。

附 則

(改 廃)

本規定の改廃は、理事会の決議とする。

(施 行)

本規定は、平成24年4月2日より施行する。

令和2年4月1日 改定

令和8年4月13日 改定